



不法投棄禁止

ここは不法投棄パトロールの実施区域です

ごみを投棄すると

処罰されます。

不法投棄は、廃棄物処理法により
5年以下の懲役又は1,000万円以下
の罰金又はその併科に処せられ
ます。

富士見市 東入間警察署